

だんじり会館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年9月3日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市条例第41号

だんじり会館条例の一部を改正する条例

だんじり会館条例（平成16年伊賀市条例第176号）の一部を次のように改正する。

第1条中「振興」の次に「及び観光の振興」を加える。

第3条から第7条までを次のように改める。

（休館日及び開館時間）

第3条 会館の休館日は、12月29日から翌年1月1日までとする。

2 会館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

3 市長は、必要があると認めるときは、休館日及び開館時間を臨時に変更することができる。

（参観料）

第4条 会館を参観しようとする者は、別表に定める参観料を前納しなければならない。

ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（参観料の返還）

第5条 既納の参観料は、返還しない。ただし、やむを得ない事由により会館の参観を中止した場合であって、市長が返還することを相当と認めるときは、既納の参観料の全部又は一部を返還することができる。

（参観料の減免）

第6条 市長は、特別の理由があると認めるときは、参観料を減免することができる。

（参観の制限）

第7条 市長は、会館を参観しようとする者又は参観している者が次の各号のいずれかに該当するときは、会館への入場を拒み、又は会館からの退場を命ずることができる。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。

(2) 会館の施設又は設備若しくは展示物を損傷するおそれがあると認められるとき。

(3) 会館の管理上支障があると認められるとき。

第8条から第12条までを削る。

第13条中「参観者又は使用者は、施設」を「会館の施設」に、「展示物」を「設備」に、「備品等を故意又は過失により滅失、き損又は汚染したとき」を「展示物を損傷し、又は滅失した者」に、「市長の認定に基づき」を「直ちに市長に申し出て、その指示に従い、現状に回復し、又はその」に改め、同条を第8条とする。

第14条の見出しを「(指定管理者による管理)」に改め、同条第1号を削り、同条第2号中「展示物」を「会館の展示物」に改め、同号を同条第1号とし、同条第3号中「維持管理」を「維持及び管理」に改め、同号を同条第2号とし、同条第4号中「その他会館」を「前2号に掲げるもののほか、会館」に改め、同号を同条第3号とし、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

会館の管理は、法人その他の団体で市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

第14条を第9条とする。

第9条の次に次の3条を加える。

(指定管理者による休館日等の変更)

第10条 指定管理者は、第3条の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、会館の休館日及び開館時間を臨時に変更することができる。

(利用料金)

第11条 第9条第1項の規定により会館の管理を指定管理者に行わせる場合において、会館を参観しようとする者は、第4条の規定にかかわらず、会館の利用料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 利用料金は、指定管理者の収入とする。

3 利用料金の額は、第4条の参観料の額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。

4 既納の利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者は、やむを得ない事由に基づいて会館の参観を中止した場合であって、市長が返還することを相当と認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

5 指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、利

用料金を減免することができる。

(読替規定等)

第 12 条 第 9 条第 1 項の規定により会館の管理を指定管理者に行わせる場合における第 7 条の規定の適用については、規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

2 第 9 条第 1 項の規定により会館の管理を指定管理者に行わせる場合において、この条例及びこの条例に基づく規則に定めるもののほか、会館の管理及び運営に関し必要な事項は、指定管理者が市長の承認を得て定めることができる。

第 15 条を削る。

第 16 条中「市長が」を「規則で」に改め、同条を第 13 条とする。

別表第 2 を削る。

別表第 1 中「第 5 条」を「第 4 条」に改め、同表を別表とする。

附 則

この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 15 条を削る改正規定は、公布の日から施行する。